

□金融機関経由保証 新型コロナウイルス感染症に係る保証の概要

保証名称	セーフティネット保証		保証料補給対象	保証料補給対象	事業再生計画実施関連保証 (通称：経営改善サポート保証)「感染症対応型」
	協 経安4号	協 経安5号	協 伴走支援特別	協 危機関連	
略 称	協 経安4号	協 経安5号	協 伴走支援特別	協 危機関連	協 改善サポート (感染)
市町村長の認定	4号	5号	4号・5号・危機関連	危機関連	—
対象者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた方 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号 (売上高等減少率が15%以上のものに限る.) (3) 中小企業信用保険法第2条第6項	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者で、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方
対象資金	運転資金・設備資金				
保証限度額	2億8,000万円 うち有担保2億円 無担保8,000万円		4,000万円	2億8,000万円 うち有担保2億円 無担保8,000万円	2億8,000万円 うち有担保2億円 無担保8,000万円
	一般保証と別枠、経営安定関連保証として同枠 ただし協 伴走支援型特別のうち危機関連は、一般保証、経営安定関連保証と別枠			一般保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)と別枠	一般保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)および危機関連保証と別枠
保証期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■有担保</li> <li>  運転 原則7年以内</li> <li>  設備 20年以内</li> <li>■無担保</li> <li>  運転 原則5年以内</li> <li>  設備 7年以内</li> </ul> ※既存保証口を借換する場合は10年以内(据置1年以内)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■一括返済</li> <li>  1年以内</li> <li>■分割返済</li> <li>  10年以内(据置5年以内)</li> </ul>	10年以内(据置2年以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一括返済</li> <li>  1年以内</li> <li>■分割返済</li> <li>  15年以内(据置5年以内)</li> </ul>
信用保証料率	年0.90%	年0.80%	年0.85% (経営者保証なしの場合) 年1.05%  ただし保証料補給あり 年0.65%～0.85%  【実 質】 年0.20%	年0.80%	<ul style="list-style-type: none"> <li>■責任共有保証料率</li> <li>  年0.80% (経営者保証なしの場合)</li> <li>  年1.00%</li> <li>■責任共有外保証料率</li> <li>  年1.00% (経営者保証なしの場合)</li> <li>  年1.20%</li> </ul> ただし保証料補給あり 年0.60%～1.00%  【実 質】 年0.20%
貸付利率	金融機関所定利率				
保証人	原則として法人代表者以外は不要				